

報告第1号～第6号

令和7年2月20日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について	1
報告第 2 号	専決処分の報告について	5
報告第 3 号	専決処分の報告について	11
報告第 4 号	専決処分の報告について	15
報告第 5 号	専決処分の報告について	19
報告第 6 号	専決処分の報告について	23

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月8日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

60,456円

2 和解の相手方

鈴鹿市

個人

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和6年11月15日、飯野寺家町地内の市道飯野寺家183号線において、相手方がその所有する車両を運転中、当該市道の側溝蓋から外れた鉄板に接触し、当該車両のフロントスポイラーを損傷したもの

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり
専決処分する。

令和7年1月23日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

（ 別 紙 ）

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部
改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第180条第
1項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年鈴鹿市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 13 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 15 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡し請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月3日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

- (1) [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
- (2) [redacted]
[redacted]
[redacted]
- (3) [redacted]
[redacted]
[redacted]

2 請求の趣旨

- (1) 被告 [redacted]
[redacted] は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
 - (2) 被告らは、原告に対し、連帯して金195,600円並びに令和7年1月22日から第1号の建物明渡済みまで1か月金65,000円の割合による金員を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- との判決及び第2項につき仮執行宣言を求める。

3 物件目録

[REDACTED]

[REDACTED]

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町1番15号 PCO四日市駅前5階

杉岡法律事務所

弁護士 杉岡 治

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月12日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 大木中学校外構及びグラウンド整備工事
- 2 変更後の契約金額 225,876,200円
(変更前の契約金額 220,227,700円)
- 3 主 な 変 更 理 由
 - (1) 建設資材等の価格高騰に伴う増額
 - (2) 外周道路の舗装面積の変更に伴う増額
 - (3) ガードマンの配置人数の変更に伴う減額

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月12日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 白子中学校校舎長寿命化改修建築工事（本館校舎棟）
- 2 変更後の契約金額 222,995,300円
(変更前の契約金額 213,172,300円)
- 3 主 な 変 更 理 由
 - (1) 外壁の補修数量の変更に伴う増額
 - (2) 内壁の補修数量の変更に伴う増額
 - (3) 3階の通路及び出入口の増設に伴う増額

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月12日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 鈴鹿市立河曲小学校屋内運動場増改築工事
- 2 変更後の契約金額 479,284,300円
(変更前の契約金額 477,353,800円)
- 3 主 な 変 更 理 由 建設資材等の価格高騰に伴う増額

